

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	活水女子大学
設置者名	学校法人活水学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
国際文化学部	国際文化学科	夜・通信	31	22	26	79	13	
	英語学科	夜・通信	57	4	8	69	13	
	日本文化学科	夜・通信	57	22	32	111	13	
音楽学部	音楽学科	夜・通信	57	0	10	67	13	
健康生活学部	食生活健康学科	夜・通信	22	2	36	60	13	
	生活デザイン学科	夜・通信	70	0	112	182	13	
	子ども学科	夜・通信	65	2	70	137	13	
看護学部	看護学科	夜・通信	0	8	110	118	13	
(備考) 1. 昼間のみ。夜間・通信制なし。 2. 全学共通科目は教養教育科目、教職課程・司書課程科目を記載している。 3. 同時開講となる専門科目は各学科の専門科目に含んで記載している。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学HP（シラバス）へ公開している。 https://portkusunoki.kwassui.ac.jp/Care4Web_Syllabus/SYLD200Init.do

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名 該当なし

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	活水女子大学
設置者名	学校法人活水学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学ホームページ（活水学院/活水学院役員・評議員）で公開している https://www.kwassui.ac.jp/lib/pdf/joho/gakuin_yakuin.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社執行役員	2025.5.26 ～ 2029.6月の定時 評議員会の終結 の時まで	学外地域連携 コンプライアンス
非常勤	株式会社代表取締役	2025.5.26 ～ 2029.6月の定時 評議員会の終結 の時まで	寄付／募金 地域貢献推進
非常勤	私立中学・高等学校 非常勤講師	2025.5.26 ～ 2029.6月の定時 評議員会の終結 の時まで	高大連携 中高全般
非常勤	私立大学職員	2025.5.26 ～ 2029.6月の定時 評議員会の終結 の時まで	教学事務全般 経営企画
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	活水女子大学
設置者名	学校法人活水学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスは、毎年 12 月に教員に作成を依頼し、1 月末までの入稿後から 2 月末にかけて第三者チェックを行い、3 月初めに WEB で公開する。入稿は以下のポータルから行う。活水くすのきポータルログイン → 外部システム → WEB シラバス (入稿用) https://portkusunoki.kwassui.ac.jp/c4wp/prt/staffPortal/ シラバス記載内容は、授業における学修の到達目標及びテーマ、授業の概要、アクティブラーニング、授業計画、評価方法及び基準、テキスト、参考文献、実務経験、課題に対するフィードバック等である。	
授業計画書の公表方法	大学 HP の WEB シラバスにて公開 <URL>https://portkusunoki.kwassui.ac.jp/Care4Web_Syllabus/SYLD200Init.do
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 3 つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマ・ポリシー)に基づき、大学全体、学部・学科・研究科、授業科目の 3 段階で学修成果等の検証を行います。 1 大学全体のアセスメント・ポリシー 学生の志望進路(就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率及び進学率等)から学修成果の達成状況を査定します。検証結果は、本学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用します。 2 学部・学科・研究科のアセスメント・ポリシー 学部・学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況(単位取得状況・GPA)から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を査定します。 3 科目レベルのアセスメント・ポリシー シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定します。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 本学では「活水女子大学における成績評価および GPA 制度実施規程」により、100 点満点に標準化した素点から直接 Grade Point を算出する functionalGPA(以下「fGPA」という。)を導入することで成績をより厳正に評価しています。また、成績不振者の面談や教職課程における履修制限などを fGPA を活用して行っています。 ※算出方法は以下とし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。認定、失格、放棄科目は含まれない。 $\text{fGPA} = \frac{\left[\frac{100 \text{ 点満点で評価したときの点数} - 50}{10} \times \text{当該科目の単位数} \right] \text{の総和}}{\text{総単位数 (全科目の単位の合計)}}$ また、成績不振者の面談や教職課程における履修制限などを、fGPA を活用して行っています。成績分布は、ホームページに公表しています。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<URL> https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/gpakitei.pdf 成績分布「1 年次総合 GPA による成績分布状況」 <URL> https://www.kwassui.ac.jp/university/lib/pdf/jouhoukoukai/bunpu2024.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本学ではディプロマ・ポリシーを大学および学科ごとに定めており、ホームページや学生便覧などで公表しています。また、本学独自のジェネリックスキル測定を実施しており、この測定の一つの指標としてディプロマ・ポリシーがあります。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<URL> https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	活水女子大学
設置者名	学校法人活水学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor07
収支計算書又は損益計算書	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor07
財産目録	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor07
事業報告書	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor07
監事による監査報告(書)	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor07

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor09
-------	---

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:	https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor08
-------	---

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 国際文化学部 国際文化学科
教育研究上の目的 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 文化・文学・言語のあり方の探究を通して文化的・社会的事象に関する理解力とコミュニケーション能力を身につけ、国際的視野を持つとともに文化と社会の発展に貢献する人物を育てることを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 国際的な視野に立ち、他者と連携して課題に立ち向かうことができる人物の育成を目指す。 2. 他者の意見や価値観を尊重し、地域や社会の問題点に目を向け、解決する方法を考えることができる人物の育成を目指す。 3. 多様な価値観を尊重し、異文化に対して深く理解と考察ができる人物の育成を目指す。 4. 明晰かつ理論的に思考することができ、研究発表や論文として表現できる力を持つ人物の育成を目指す。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 国際文化学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士（国際文化）の学位を授与します。 1. 国際文化に関わる事象の特徴・特色に関心を持ち、それらを発見するとともに応用して社会に貢献しようとする態度を修得している。 2. 諸国の文化・文学・言語を学び、その背景にある社会や歴史に関する知識を修得している。 3. 諸文化について考察し、その全体または部分を論文等により表現する力を修得している。 4. 諸文化に関する知識・理解・表現力に基づいて、将来に向けての必要な専門的能力を修得し、あるいは地域の課題を解決する提案や企画力を有し実行する能力を修得している。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 国際文化学科では、本学科の教育目的と目標を達成することができるように、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 基盤科目として、国際文化全般、異文化コミュニケーションを学ぶ科目を配置する。 2. 国際文化について幅広く学べるよう、国際文化系、国際キャリア系、言語教育系、ビジネス系の科目を配置する。 3. 地元長崎や音楽について学べる科目、海外活動に関する科目、留学生に対応した科目を配置する。 4. 英語コミュニケーションコースでは、高度な英語スキルの習得とともに、国際的な視野で英語を用いたコミュニケーション力を養うことのできる科目を配置する。

5. 日本文化コースでは、過去から現代に至るまでの日本の文化・文学・歴史を学び、未来の日本文化を創造し発信する力を養うことのできる科目を配置する。 6. 地域・ビジネスコースでは、地域に根差したビジネスを学び、多様な地域課題・社会問題に取り組むとともにその解決に貢献する力を養うことのできる科目を配置する。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 国際文化学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びを通して成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を入学者として受け入れます。 多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 国際的視野に立った幅広い教養を身につけたいと考えている。 2. 文化・文学・言語について関心を持つとともに理解を深めようとし、他者と関わりながら自らの能力を高めたいと考えている。 3. 英語または国語の基礎的な学力を有している。英語については実用英語技能検定（英検）準 2 級以上の能力を有していることを目安とする。 4. 社会的な出来事に関心を持ち、地域や社会の発展のために貢献しようとしている。

学部等名 国際文化学部 英語学科
教育研究上の目的 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 英語学科は、英語圏の言語・文学・文化のあり方の探究をとおして、文化的・社会的事象に関する理解力とコミュニケーション能力を身につけた、国際的視野を持つ人間を育てることを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 英語運用能力、すなわち英語コミュニケーションのための基礎能力（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）習得と、これらを応用し、論文作成や討議、発表などができる技能の育成を目指す。 2. 英語圏の国々をはじめとする諸外国の言語・文学・文化を学び、その背景にある社会や歴史に関する理解を深める力を養う。 3. 英語運用能力と国際的視野を備え、他者と共働して社会に貢献できる力を育てる。
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）

(概要) 英語学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士（英語）の学位を授与します。 1. 他者の意見や価値観を尊重することができ、国際的視野に立って連携して社会に貢献する力を備えている。 2. 英語圏の国々をはじめとする諸外国の言語・文学・文化を学び、その背景にある社会や歴史に関する知識を修得している。 3. コミュニケーションのための英語運用能力を修得している。 4. 明晰かつ批判的に思考することができ、論文、発表として表現できる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
(概要) 英語学科では、学科の教育目的と目標を達成することができるように、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 専門研究科目の異文化理解系に、異文化コミュニケーションを学ぶ科目を設置する。 2. 専門研究科目の国際キャリア系に、ビジネスや観光など実践応用の場で国際的視野をもち活躍できる力を養成する科目を設置する。 3. 専門研究科目の異文化理解系に、海外や日本の文化・文学を学ぶ科目を設置する。英語学の知識を修得し英語教授法を学ぶ英語教育系科目を配置する。 4. 英語力を養成するための科目を基盤科目とし、4 年間にわたって段階的、体系的に配置する。 5. 問題意識をもって自ら調査、分析した内容を論理的な文章で説明し、さらに口頭で発信するプレゼンテーション能力を身につけるために演習科目を配置する。 6. 本学科での学びの成果のまとめとして、卒業研究を必修として配置する。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
(概要) 英語学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。 多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 英語に関心があり、英語の基礎的な学力・運用能力を持っている。目安としては、実用英語技能検定（英検）準 2 級以上の能力を持っている。 2. 世界の言語や文化について理解を深めようとし、かつ、母語や自国の文化についても関心を持ち、他者と関わりながら自らの能力を高めたいと考えている。 3. 国際的視野に立った幅広い教養と英語運用能力を身につけたいと考えている。

学部等名 国際文化学部 日本文化学科
教育研究上の目的 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 日本文化学科は、日本語、日本文学、日本文化、社会を深く理解し、課題発見力・分析力・提言力・解決力を持ち、これらの能力を活かして文化と社会の発展に貢献する人間を育てることを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 言語に関わる能力を総合的に向上させることにより、自らの考えを発信し、他者と対話しながら、新しい価値を創造する力を育てる。 2. 日本をはじめ世界の多様な文化について深く学び、広く人間社会全体について考える力を育てる。 3. 現代社会の様々な課題について、解決の方向性を見出し、他者と協働し、地域・国際社会を発展させるための実践的な能力を育てる。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 日本文化学科では、所定の単位を修得し、次の能力を身につけた学生に対して、学士（日本文化）の学位を授与します。 1. 日本文化に関わる事象の特徴・特色に関心を持ち、それを発見しようとし、それを応用して社会に貢献しようとする態度を身につけている。 2. 日本語・日本文学・日本史・日本の地域・日本の社会を包摂する日本文化の基本的知識をもち、その構造を理解している。 3. 日本文化に関わる高度な知識・理解・表現力に基づいて、国語教員・日本語教員・司書として必要な専門的能力を修得し、あるいは地域の課題を解決する提案や組織の経営に関わる企画を作成し、実行に移す能力を獲得している。 4. 日本文化についての知識・理解をもとに、日本国内外の地域や社会の問題点に気がつき、解決する方法を考える志向を身につけている。 5. 日本文化を踏まえて異なる文化や異なる思考を同等の価値を持つものとして評価することができる。 6. 日本文化について考察して、その全体または部分を表現できる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 日本文化学科では、本学科の教育目的と目標をふまえ、それらを達成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 多くの専門科目による多様な文化現象の知識と思考方法を学び、専門セミナーや卒業論

文・卒業制作を通じてその一部を自己に内面化することで、日本文化に関わる事象への関心を持ち、解決方法を導き出せる自信を持つことで社会に貢献する意欲をもつ。 2. コースごとに専門基盤科目（「キャリアデザイン実習」を除く）で広い意味での日本文化の基礎知識を修得し、基礎セミナーで実践的に理解する。 3. 専門セミナー・コースセミナー・教科教育法、あるいはキャリアデザイン実習において、それぞれが目指す職業に適当な技能を実践的に修得する。そして卒業論文・卒業制作において、その技能の発揮の仕方を学ぶ。 4. 現代社会を取り扱う授業で、日本社会の構造や問題点を知り、それ以外の授業で得た知識や思考方法も参考にしながら、解決の方法のサンプルケースを修得する。 5. 日本以外の文化、あるいは外国人に対する日本語教育等の科目で日本文化以外の思考や価値の存在を知り、また日本社会の歴史や日本語の成り立ちを学ぶ科目で、日本文化自体を相対化する視点を修得する。 6. 専門科目の多くで、日本文化に関する多様な考察や表現の方法を学ぶ。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 日本文化学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 「国語」の基礎的な学力を持っている。「地理歴史」「公民」の基礎的な学力を持っていることが望ましい。また、日本語の基礎的な運用能力を高めたいと願い、社会的な出来事に関心を持っている。 2. 日本語、日本文学、日本文化について学ぶ意欲を持っている。 3. 日本の芸術や社会制度などについて学び、地域や社会の発展のために貢献しようとしている。

学部等名 音楽学部 音楽学科
教育研究上の目的 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 音楽学部音楽学科は、音楽をとおして豊かで文化的な生活を送ることができるよう、精神文化の担い手として社会に貢献することができる音楽の専門家の育成を目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 音楽に関する深い専門性と文化全般に関する広い教養や社会性を涵養する。 2. 地域の文化の発展と、人々が生涯にわたって豊かな精神を育むことを支援する力を育てる。

3. 人々の生活に音楽が果たす役割についての理解を深め、実践的に社会に貢献する能力を養う。
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 音楽学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士（音楽）の学位を授与します。 1. 専門技術と音楽知識に関心を持つとともに、体得する姿勢を持ち、自らの音楽キャリアを築くための社会人としての力を身につけている。 2. 専攻する領域、多様な音楽分野に関する体系的な知識を持っている。 3. 専攻する領域に必要な技術を持ち、問題解決に応用できる能力を身につける。 4. 音楽の様々な領域で協力して創り上げるための専門技術、コミュニケーション能力、文章能力を持つ。 5. 専攻分野および社会の事象を多角的に判断する力を持ち、自身で思考することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 音楽学科では、学科の教育目的と目標を達成することができるように、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 社会人としての力を身につけるために、専任教員による音楽特講、オペラ、アンサンブル、インターンシップ等の科目を配置する。 2. 幅広い音楽分野の知識を修得するため、各コースに専門科目の他、音楽理論、音楽基礎講座、音楽セミナー等を初年次科目として配置する。 3. パフォーマンスの他、企画運営するための知識、理解を深めるために、合唱、アンサンブル、専攻実技等の科目とともに様々な演奏機会を提供する。 4. 演奏表現コースでは、各学生が必要とする技術・音楽的技能を学修するため、個人レッスンによる教育を採用する。 5. 音楽文化コースでは、実際の現場で必要とされる技能を身につけるため、現場学習等のインターンシップ科目を採用する。 6. 音楽人として活動していくために必要なアンサンブル能力、現場対応能力、文章表現能力を身につけるため、合唱、アンサンブル、音楽文章力養成講座等の科目を配置する。 7. 国際的視点に立った幅広いコミュニケーション能力を身につけるため、海外研修、英語等の語学科目を配置する。 8. 専攻分野の様々な事象を自身が判断する力を身につけるため、基礎演習科目群、理論系科目群を配置する。 9. 本学科の学びの成果として、演奏表現コースでは実技試験の他に卒業レポート・作品提出、音楽文化コースでは卒業論文の発表を課す卒業研究を配置する。

入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 音楽学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 音楽をとおして健康で文化的な生活を実現するために自分の能力を活用しようとする意欲を持っている。 2. 音楽の学びを支える根幹としての日本語・外国語についての関心を持っている。 3. 〈演奏表現コース〉に進もうと考えている場合には、演奏・作曲に関する基礎的な力とそれらを学ぶ意欲、〈音楽文化コース〉に進もうと考えている場合には、世界の音楽に関する基礎的な知識と音楽に関連する文化・マネジメントに対する関心を持っている。

学部等名 健康生活学部 食生活健康学科
教育研究上の目的 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 食生活健康学科は、人々の健康的な生活を支援するため、実践的能力を備えた管理栄養士の育成を目的とします。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 生活習慣病などの疾病の予防や治療に求められる高度な専門的知識と技能を備えた人材を養成する。 2. 食生活の改善を目的とした栄養指導を通じて、生活の質の向上を図る実践的能力を備えた人材を養成する。 3. 「食育」と「運動指導」に対応するため、栄養教諭および健康運動実践指導者を養成する。
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 食生活健康学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士（栄養学）の学位を授与します。 1. 人々の健康と幸福に寄与したいという熱意を有する。 2. 専門的知識やスキル向上のために自己研鑽を惜しまない姿勢を有する。 3. 人間の健康の維持・増進および疾病の発症予防・重症化予防に関する専門的知識を有する。 4. 疾病の発症予防・重症化予防の栄養管理ができる。

5. 対象者に応じて給食経営管理ができる。 6. 管理栄養士として適切に他者とコミュニケーションをとることができる。 7. 科学的な根拠に基づいて対象者の健康状態を分析できる。 8. 栄養ケアプランを立てることができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html) (概要) 食生活健康学科では、学科の教育目的と目標を達成することができるよう、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 健康の維持・増進および疾病の予防に関連する基礎的な知識と技能を身につけるため、専門基礎科目に、社会・環境と健康の関わり、人体の構造と機能、疾病の成り立ち、食べ物と健康の関わりについて講義・実験・実習科目を配置する。 2. 専門基礎科目で身につけた知識と技能を栄養管理の実践へとつなげるため、専門科目に、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論について講義・演習・実験・実習科目を配置する。 3. 専門基礎科目および専門科目での学修内容を統合して活用する力を養成するために、総合演習および臨地実習を配置する。 4. 本学科での学びの成果をまとめ、社会での実践や応用につながる専門的知識と技能を身につけるために、学科特別講座を配置する。 5. 生活の質の向上を図る実践的能力を養成するために、関連科目および運動教育・実践学を配置する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html) (概要) 食生活健康学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. ヒトの生物学全般、栄養素の生体内での化学反応などについて基礎的な理解がある。「生物」や「化学」を学んでいることが望ましい。いずれかを学んでいない場合には、入学後に積極的に学ぶ意欲を持っている。 2. 食品と調理に関心を持ち、積極的に学ぶ意欲を持っている。 3. 栄養・食生活・運動の改善をとおして、人々の健康の増進と豊かな生活の維持・発展に貢献しようとする意欲を持っている。

学部等名 健康生活学部 生活デザイン学科
教育研究上の目的 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載

https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html
(概要) 生活デザイン学科は、人々の生活をより豊かにするために、デザインを創造する感性や技術を磨き、環境に配慮しながら健康で快適な生活を実現させることのできる専門的・実践的能力を持った人間を育成することを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. デザインの魅力を探り、人々の生活や社会・環境への配慮について学ぶ。 2. 審美性・機能性などの個別要因と、生産・流通・廃棄などの社会的サイクルについて学び、豊かで持続可能な生活を実現するための知識と実践的能力を育てる。 3. 様々な価値観と高度化・複雑化した生活の環境要素を理解し、自由で多様なライフスタイルを尊重したデザインを実現することのできる力を育てる。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 生活デザイン学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して学士（家政学）の学位を授与します。 1. 地域・社会において、生活の向上のために貢献する意志と姿勢、国際的な視野を有している。 2. 生活デザインに関する衣食住の専門知識を修得している。 3. 生活デザインに関する衣食住の専門技術を修得している。 4. 生活者の視点から問題を発見し、解決し、表現する能力、およびコミュニケーション能力を修得している。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 生活デザイン学科では、学科の教育目的と目標をふまえ、それらを達成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 地域・社会の課題に着目し、修得した専門性を活かして、国際的な視野を踏まえ、改善・発展への提案を行う機会を設ける。 2. 専門性が該当する学外のデザインコンクール、建築のコンペ、美術展への応募や、資格取得などへの取組を促し、助言・指導する。 3. デザインソース、アイディアを得るための調査・研究・スケッチなどを課題に取り入れる。 4. デザインについての基礎的な理論を理解・把握し、知識を修得するため、専門基礎科目に講義・演習を配置する。 5. デザインについての専門的な理論を理解・把握し、知識を修得するため、専門科目に講義・演習を配置する。 6. デザインについての基礎的な理論・知識とともに、実践的な技術・技量を修得するため、専門基礎科目に実習・演習を配置する。

7. デザインについての専門的な理論・知識とともに、実践的な技術・技量を修得するため、専門科目に実習・演習を配置する。 8. デザインの思考や方法論に基づく課題発見力、発想力、問題解決力、企画力、構成力、表現力を修得するため、講義・実習・演習を配置する。 9. コミュニケーション力を修得するため、課題に対する研究・制作において、プレゼンテーションを取り入れる。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 生活デザイン学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. デザインに関心があり、コンピュータの活用に興味を持っている。 2. オリジナルなデザインを目指すために、独創的で創造的な姿勢を持っている。 3. 入学までに、芸術・デザイン・工芸関連の教科・科目をなるべく学んでおくことが望ましい。

学部等名 健康生活学部 子ども学科
教育研究上の目的 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
（概要） 子ども学科では、キリスト教の理念及び子どもの権利条約の理念にのっとり、子どもの発達を踏まえた支援を行い、社会に貢献できる専門職を養成することを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. 現代社会において子どもや家庭の抱えている生活問題とその解決の在り方を社会全体との関係性のなかで理解する。 2. 乳幼児期を人格形成にとって重要な時期と位置づけ、子どもの最善の利益を考慮して発達を支援することのできる専門的知識、技術、実践力を育成する。 3. 子どもを取り巻く家庭、地域、社会についての理解を深め、広い視野に立って社会の福祉と発展に貢献できる力を育成する。
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）

(概要) 子ども学科では、本学科の教育目的と目標に沿って学び、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士（子ども教育学）の学位を授与します。 1. ボランティア活動や地域貢献における様々な人間関係を通して自己管理および生涯にわたり、学ぶ姿勢を継続できる。 2. 現代社会において子どもや家庭の抱えている生活問題とその解決の在り方を、国内および国際社会との関係性のなかで理解する。 3. 実習を通して総合的な保育・教育実践力を身につけ、実践し、保育・教育、子育て支援の場において現実的で適切な対応ができる。 4. 子どもの成長・発達についての確かな知識と技術を有し、主体的な学習の中で培われる創造的思考力を用い、問題解決に向けた実践に活かすことができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
(概要) 子ども学科では、本学科の教育目的と目標を踏まえ、それらを達成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. 建学の精神に基づき、その具体的な実践としてボランティア活動への参加を実習条件とすることで、実社会に主体的に参与する心構えや地域とのつながりなどの共同的な姿勢について体験的に学ぶ。 2. 学生の適性やキャリア形成を見据えた組織的なキャリア教育を展開する。 3. 対人援助職として求められる自己覚知と対人理解につながる基礎的な知識と姿勢を体験的に学ぶ。 4. 福祉や教育の場で求められる知識・技能の習得のための専門科目を分野別に体系性・順序性にしがいが配置している。 5. 一人ひとりの進路や目的に応じて資格及び免許が取得できるよう、保育学と教育学をベースに専門科目を系統的・体系的に配置する。 6. 実学教育を実施し、実践するために、各専門職に応じた現場実習を段階的に行う。 7. 3 年次から 4 年次の 2 年間のセミナー（ゼミ）を必修とし、専門科目を中心とする教育内容の統合と総合化を行い、豊かな教養と論理性、創造性を修得する。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
(概要) 子ども学科では、本学科の教育目的と目標を理解し、本学科での学びをとおして成長し、自立した人間として社会に積極的に関わる意志と能力を身につけたいと願う者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 子どもや家庭を支援する専門職になる意欲を持っている。 2. 子どもの保育・教育・福祉・保健・心理・文化に関心を持っている。 3. 「国語」「英語」「地理歴史」「公民」「数学」「生物」「化学」の基礎的な学力をつけておくことが望ましい。

学部等名 看護学部 看護学科
教育研究上の目的 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 看護学部看護学科は、看護専門職として人々の健康と生活を支援するために求められる知識、技術、態度、柔軟な思考力、職務遂行能力を有し、チームで協働しながら自律的に看護できる人間を育成することを目的としています。この目的を達成するために、以下の目標を掲げています。 1. キリスト教の理念により、生命の尊厳に基づいた倫理観と人々の心に共感する豊かな人間性を養う。 2. 対象となる人々やその家族、地域の人々の健康状態を把握し、科学的根拠に基づく看護を実践する能力を養う。 3. 保健・医療・福祉の各分野で連携・協働し、看護専門職として実践できる能力を養う。 4. 国内外の医療や異文化を理解し、国際的に活動できる基本的姿勢を養う。 5. 看護専門職として誇りと責任をもって、常に自己研鑽し続ける能力を養う。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)
(概要) 看護学科では、所定の単位を修得し、次のような能力を身につけた学生に対して、学士(看護学)の学位を授与します。 1. キリスト教の理念に基づく全人的理解を基盤とし、人間の尊厳を重んじ、人権の擁護ができる。 2. 対象となる人々やその家族、地域の人々の健康状態を把握し、看護を計画的に展開することができる。 3. 特定の健康問題に対応する基本的な実践ができる。 4. チームの目標達成や成長に向けて自己の責任・役割を理解し、メンバーシップを発揮しメンバーと協働することができる。また、チームの目標達成や成長に向けてメンバーの意識を高め、リーダーシップを発揮し集団の成果を上げるためにチームに働きかけることができる。 5. 国内外における看護の多様化に関心を寄せることができる。 6. 生涯にわたり自己研鑽しつづけることができるように、主体的に学修に取り組む力を身につけることができる。また、看護研究を通して、得られた研究成果をもとに、看護実践に活用できるとともに、看護研究のプロセスを実施できる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html)

(概要) 看護学科では、本学科の教育目的と目標を達成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 1. キリスト教の理念をもとに人間愛を培い、生命の尊厳に基づいた倫理観と人々の心に共感する豊かな人間性を育てるための科目を配置する。 2. 看護の対象である人々とその家族・地域の最適な健康と生活を支援するための科学的根拠や問題解決力の学びを集積できるように、看護学基礎分野から看護学専門分野・保健師選択コースへと、系統的に科目を配置する。 3. 保健・医療・福祉の各分野で連携・協働する看護専門職としての基礎的実践能力を育てるために、講義・演習・実習を体系づけて、充実した臨床教育を行う。 4. 国内外の医療や異文化を理解し、国際的に活動できる基本的姿勢を養うために、教養科目に、第2外国語（英語・韓国語・中国語）、看護学基礎分野に、看護医療英語、看護学専門分野に国際看護に関わる科目を配置する。 5. 看護の高度化に対応できる看護専門職として、生涯にわたって学習・研鑽し続ける能力を養うための科目を配置する。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「大学の教育研究上の目的及び方針に関すること」として掲載 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html）
(概要) 看護学科の教育目的と目標を理解し、本学科の学びをとおして成長し、自律した人間として社会に貢献することを目指す者を、入学者として受け入れます。多様な入試制度により、次のような者を選抜します。 1. 人を敬い、思いやる心を大切にすることができる。 2. 多様な現象に興味をもち、物事を探求しようとする姿勢がある。 3. 人々の健康および健康を支えている社会的背景に関心をもっている。 4. 看護を学ぶための基盤として、言語（「国語」「英語」）、自然科学（「数学」「生物」「化学」「物理」）の基礎的な学力をつけておくことが望ましい。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「教育研究上の基本組織に関すること」として掲載
<https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html#anchor03>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2 人	—					2 人
国際文化学部	—	10 人	5 人	9 人	0 人	0 人	24 人
音楽学部	—	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
健康生活学部	—	15 人	8 人	11 人	0 人	0 人	34 人
看護学部	—	10 人	0 人	7 人	4 人	0 人	21 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		131 人					131 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.kwassui.ac.jp/university/gakubugakka/kyouin.html					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
毎年、夏季・春季休暇期間に全学 F D を実施している。適宜、学科 F D を実施している。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
国際文化学部	70 人	45 人	64%	300 人	175 人	58%	若干名	1 人
音楽学部	0 人	0 人	0%	70 人	24 人	34%	若干名	0 人
健康生活学部	140 人	78 人	55%	560 人	388 人	69%	若干名	1 人
看護学部	75 人	79 人	105%	300 人	277 人	92%	—	—
合計	285 人	202 人	70%	1,230 人	864 人	70%	若干名	2 人
(備考) 編入学生は各学科若干名(看護学部除く)。編入学生数には転学部・学科を含まない。 在学生数には編入学者、転学部・学科者を含む。音楽学部は 2024 年度から募集停止。								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
国際文化学部	51 人 (100%)	0 人 (— %)	47 人 (92.2%)	4 人 (7.8%)
音楽学部	17 人 (100%)	0 人 (— %)	12 人 (70.6%)	5 人 (29.4%)
健康生活学部	94 人 (100%)	0 人 (— %)	90 人 (95.7%)	4 人 (4.3%)
看護学部	64 人 (100%)	3 人 (4.7 %)	60 人 (93.8%)	1 人 (1.5%)

合計	226 人 (100%)	3 人 (1.3 %)	209 人 (92.5%)	14 人 (6.2%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) ・主な進学先…名古屋市立大学院 etc. ・主な就職先…長崎県庁、長崎市役所、㈱十八親和銀行 etc.				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
国際文化学部	57 人 (100%)	47 人 (83%)	3 人 (5%)	7 人 (12%)	0 人 (0%)
音楽学部	15 人 (100%)	14 人 (93%)	0 人 (0%)	1 人 (7%)	0 人 (0%)
健康生活学部	106 人 (100%)	91 人 (86%)	6 人 (6%)	7 人 (7%)	2 人 (1%)
看護学部	70 人 (100%)	62 人 (88%)	4 人 (6%)	4 人 (6%)	0 人 (0%)
合計	248 人 (100%)	214 人 (86%)	13 人 (5%)	19 人 (8%)	2 人 (1%)
(備考) その他の欄には他学部・学科への転出者を記載している。					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) シラバスに授業の形態及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準を記載し、WEB 公開している。年間の授業計画については、学生向け WEB ページに時間割とカレンダーを記載している。授業編成にあたってはカリキュラムポリシーを策定し、学生便覧や大学HPにも記載し学生へ周知している。 https://www.kwassui.ac.jp/university/kengaku/policy.html

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 成績評価、卒業の認定については、「活水女子大学学則」へ記載している。 GPA 制度の採用と実施については、「活水女子大学における成績評価および GPA 制度実施規程」に記載し実施している。履修単位の登録上限(CAP)については、「履修規程」に記載し実施している。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
国際文化学部	国際文化学科	124 単位	有・無	24 単位
	英語学科	124 単位	有・無	24 単位
	日本文化学科	124 単位	有・無	24 単位
音楽学部	音楽学科	124 単位	有・無	24 単位
健康生活学部	食生活健康学科	125 単位	有・無	27 単位
	生活デザイン学科	124 単位	有・無	24 単位
	子ども学科	124 単位	有・無	27 単位
看護学部	看護学科	124 単位	有・無	24 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：大学 HP、学生便覧へ規程を掲載し、学生へ周知している。GPA は成績不振者への面接や教職課程履修者等への履修制限の基準として活用している。		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：大学 HP に学生対象アンケートや学位取得状況、国家試験合格実績を掲載している。 https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学ホームページ「情報公開」の「1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」に「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」として掲載

<https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukukai.html#anchor03>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
国際文化	国際文化	631,000 円	250,000 円	366,000 円	施設設備費 366,000 円 2024 年度設置
	英語	631,000 円	0 円	366,000 円	施設設備費 366,000 円(三～四年度) 募集停止
	日本文化	631,000 円	0 円	366,000 円	施設設備費 366,000 円(三～四年度) 募集停止
音楽	音楽(演奏表現 コース)	967,000 円	0 円	734,000 円	施設設備費 734,000 円(三～四年度) 募集停止
	音楽(音楽文化 コース)	662,000 円	0 円	437,000 円	施設設備費 437,000 円(三～四年度) 募集停止
健康生活	食生活健康	662,000 円	250,000 円	433,500 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 47,500 円(一年次)
		662,000 円	0 円	427,800 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 41,800 円(二年次)
		662,000 円	0 円	451,700 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 65,700 円(三年次)
		662,000 円	0 円	478,900 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 92,900 円(四年度)
	生活デザイン	631,000 円	250,000 円	399,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 33,000 円(一年次)
		631,000 円	0 円	406,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 40,000 円(二年次)
		631,000 円	0 円	404,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 38,000 円(三年次)
		631,000 円	0 円	400,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 34,000 円(四年度)
	子ども	631,000 円	250,000 円	394,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 28,000 円(一年次)
		631,000 円	0 円	392,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 26,000 円(二年次)
		631,000 円	0 円	404,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 38,000 円(三年次)
		631,000 円	0 円	376,000 円	施設設備費 366,000 円、実験実習料 10,000 円(四年度)
	看護	967,000 円	250,000 円	510,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 124,000 円(一年次)
		967,000 円	0 円	500,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 114,000 円(二年次)
		967,000 円	0 円	530,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 144,000 円(三年次)
		967,000 円	0 円	510,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 124,000 円(四年度)
	(保健師選択)	967,000 円	0 円	550,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 164,000 円(三年次)
	(保健師選択)	967,000 円	0 円	610,000 円	施設設備費 386,000 円、実験実習料 224,000 円(四年度)

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) ○奨学金等 経済的な支援として、日本学生支援機構による奨学金及び本学独自の奨学金制度を整備している。本学独自の奨学金制度として、「活水学院学生・生徒奨学金」、「活水女子大学奨学金」、「活水女子大学父母会奨学金」等があり、入学試験の成績優秀者に対しては「活水女子大学特待制度」などを整備している。 多くの制度があるため、学内外の奨学金等の情報を届ける方法の工夫を行っている。学生には随時、ポータルサイトを利用して周知している。また、生計維持者も同様の情報が確認できるように、専用の二次元バーコードを配布し、1つのドライブに保管されている情報が閲覧で

きるようにしている。

また、日本学生支援機構給付型奨学金採用候補者である入学者に対しては、『大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書』『大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】』のコピーを提出することにより、前期分授業料等の徴収を入学後まで猶予している。入学後は『進学届』を提出させ、5月下旬に認定・通知完了後、入学金の返金及び授業料の徴収を行っている。

○『活水キャンパスガイド』

よりよい学生生活を送るために、授業に関すること、奨学金、アルバイト、キャンパスマネー等を記載したガイドブック『活水キャンパスガイド』を学生ポータルシステム内に設置し、新しい年度の情報を全学生が閲覧できるようにしている。

また、同システムからオフィスアワーの情報が閲覧でき、前期・後期と学期ごと更新された新しい情報を確認できる。

○学生寮

大村キャンパスに「活水看護寮」があり、自宅から通学できない学生のための、生活の場を提供している。

○アパート等の紹介

学生生活支援課において、新入生を優先として、通学に便利で、健康的な生活ができるような住宅を紹介している。

○アルバイト紹介

学生生活支援課において、学業を続けるための経済的な補助として、アルバイトを紹介している。また2022年度より「活水女子大学学内学生アルバイト制度規程」を設け、授業や研究指導等支障がない時間帯に、学生が学内でアルバイトができるよう体制を整備し実施している。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

- ・3年次に看護学部を除く全学部学生と個人面談実施。
- ・就職ガイダンス、各種セミナー開催。
- ・個別の就職相談、面接練習、エントリーシート添削等を実施。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）

○保健室

専任の保健師1名が学生の定期健康診断や健康の保持増進のための健康教育に従事している。また、月2回程度、内科医による学生のための「健康相談」の時間を設けている。

○学生相談

学生相談室を設置しており、専任教員（看護師（精神看護学専門）・公認心理士（教育心理学領域））2名及び非常勤カウンセラー（臨床心理士）2名により、学生の心身に関する相談に随時対応している。

○合理的配慮を必要とする学生への支援

本学では、全ての学生が平等に教育を受ける機会を確保するため、修学や学生生活を送る上での制限を受けている障がい及び社会的障壁の確認を行い、それらを取り除くために合理的配慮の提供に取り組んでいる。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学ホームページ「情報公開」に掲載

<https://www.kwassui.ac.jp/university/jouhoukoukai.html>

大学ホームページ「キャンパスライフ」に掲載

<https://www.kwassui.ac.jp/university/campuslife/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F142310111210
学校名（〇〇大学 等）	活水女子大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 活水学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		124人（ － ）人	117人（ － ）人	127人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	63人	61人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	41人	33人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	19人	22人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				127人（ － ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	11人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	11人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。